

## 【審査項目及び評価の視点】

審査項目		主な評価の視点	
技術点	運営体制に対する評価	①同種・類似業務の実績 ・同種業務 ⇒潜在介護士等再就職支援講習 ・類似業務 ⇒介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修	・過去5年に本委託業務に関連する業務（同種業務又は類似業務）を履行した実績の有無で評価を行う。
		②実施体制及び事業実施のスケジュール	提案内容の事業実施スケジュール及び実施体制について、以下の視点を中心に評価する。 ・十分に全体の業務量等を把握した上でのスケジュールとなっているか。 ・責任者や事業実施時の体制は妥当であり、業務遂行に無理がないか。
		③学びなおし研修の募集方法	提案内容の受講者募集方法について、以下の視点を中心に評価する。 ・求職者に対する周知方法は、効果的に広く周知ができるものとなっているか。 ・複数の方法を組み合わせて周知を行うなど、広く受講者を求める工夫がなされている。
		④本事業で得た情報のセキュリティ対策	提案内容のセキュリティ対策について、以下の視点を中心に評価する。 ・事務室内外でのセキュリティ対策が十分に考慮されているか。
		⑤研修実施時の新型コロナウイルス感染予防対策	提案内容の新型コロナウイルス感染予防対策について、以下の視点を中心に評価する。 ・研修実施時においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じた上で実施できる環境となっているか。
企画提案評価	⑥本事業の位置づけに対する認識及び研修の実施内容	・本事業の位置づけに対する認識や本事業の研修の実施内容について、以下の視点を中心に評価する。 ・事業の趣旨・目的が理解されているか。 ・潜在介護福祉士等が当該研修を受講することで、再就職をする際の不安の払拭や、知識・技術の会得につながる内容となっているか。 ・就職相談や求人情報の提供など、研修受講者への就職支援を実施する内容となっているか。	
	⑦経費積算の妥当性	・所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。	
価格点			

※平成26年3月26日発出尼契第9320号尼行改第3950号「プロポーザル方式(所管課契約及び指定管理者公募選定)における地域経済活性化のための取組について(通知)」に基づき、最低基準点(加点前評価合計50点)を超えた事業者について、以下の加点を行う。

- ・市内事業者は5%加算
- ・準市内事業者は2.5%加算
- ・事業実施に際して、市内事業者の雇用を行う提言があれば5%加算